## 平成24年度 第3回四條畷市住居表示審議会議事録

- ○日 時 平成25年3月29日 午後2時から
- ○場 所 四條畷市役所 本館2階 ミーティングルーム

(欠席5名:石原委員、大西委員、吉村委員、

中西臨時委員、西阪臨時委員)

事務局5名: 土井市長、吐田まちづくり部長兼特定地区整備担当部長、響野新 炉建設整備担当部長兼生活環境担当部長、杉本市民課長、木邨市 民課主任

## ○審議内容

- ① 街区割りについて
- ② その他

事務局

定刻も過ぎましたので、会長さん進行の方よろしくお願いいたします。

会長

ただ今より、第3回目の四條畷市住居表示審議会を開催させていただきます。

それでは、一言ご挨拶申し上げます。皆様には、何かとお忙しい中ご出席していただき誠に有り難うございます。昨年8月6日に住居表示の方法と区域を決める第1回審議会を開催し、町名と町割りを決定する第2回審議会を昨年11月12日に開催いたしました。今回は、3回目と言うことでございます。街区割りについての報告を事務局からしていただきますので何卒よろしくお願いいたします。

誠に簡単ではございますが、本日の開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

会長

本日、市長が出席しておられますので市長から挨拶がございますのでよ ろしくお願いいたします。

市長

第3回四條畷市住居表示審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、皆様方には、公私何かとご多忙の折にも関わりませず、ご出席頂き頂き誠にありがとうございます。

また平素は、市政各般に渡りまして格段のご理解とご協力を賜りまして、本席をお借りして心から厚くお礼申し上げます。

さて、昨年11月12日開催の第2回四條畷市住居表示審議会では、「町名及び町割り」をご審議いただき「砂一丁目から砂四丁目」を決定していただきました。その後、告示処理・議会の議決と作業も順調に進み、現在、街区設定作業を行っております。これも、これまでの皆様の慎重なるご審議の賜物と心から感謝を申し上げます。本日は、街区割りを説明させていただき、砂地区住居表示実施に関しての最後の審議会とさせていただきます。委員の皆様から、活発なご意見等頂き、25年11月の住居表示実施に向け作業を進めてまいりますので、よろしくお願申し上げます。

簡単ではございますが、第3回住居表示審議会、開会に際しましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

会長

それでは、報告等がありましたら事務局から、先に報告していただけま すか。 事務局

市長につきましては、公務のため退席されますので、ご了承よろしくお 願いいたします。

市長

よろしくお願いいたします。

事務局

それでは案件に入ります前に、事務局の方から報告をさせていただきます。

先ず、四條畷市住居表示審議会条例第3条第2項第1号に規定いたします「市議会議員選出」に異動がございました。土井一憲氏の後任に渡辺裕氏でございます。

委員

渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

なお委嘱につきましては3月5日に行ないました。

それでは、本日配布させていただきました、資料の確認をさせていただきます。

- 1. 街区割りについて
- 2. 四條畷市住居表示審議会名簿
- 3. 大字砂住居表示進行表
- 4. 砂地区住居表示の動き

事務局

以上です。すべてございますでしょうか。

事務局

次に本日、石原欽子委員様・臨時委員の西阪和夫様・同じく中西庄司郎様より欠席の旨の連絡がございましたのでしたので、ご報告いたします。また、郵便事業株式会社四條畷支店長 大西昭爾様の代理人といたしまして、四條畷郵便局総務部総括課長 中根嘉一様が出席されております。

事務局

次に、四條畷市住居表示審議会条例第6条第2項に、臨時委員さんを含んだ委員さんの過半数の出席がなければ、会議を開くことが出来ない旨の 規程がございます。

本日は、出席12名、欠席5名でございます。委員17名中12名の過半数の委員さんのご出席をいただいておりますので、審議会は成立しておりますことを、ご報告いたします。

会長

それでは、第2回住居表示審議会からこれまでの経過報告を事務局にお 願いします。 事務局

昨年11月12日の第2回四條畷市住居表示審議会では、町名・町割りについて審議していただき答申を受けました。その後、「字の区域の変更及び町の新設について」住居表示に関する法律の規定により大字砂の全区域について砂一丁目から砂四丁目を新設することを30日間告示し、意義等の申し立てはございませんでした。その後、平成25年3月議会に上程し、町名・町割りについては、議決をいただきました。

この審議会が終了いたしましたら、総務省及び大阪府に報告を行ない、 街区割り、住居番号付番と作業を進めてまいります。

事務局

第2回審議会から第3回審議会までの経過報告は以上でございます。

会長

ただいまの経過報告で何か質問はございませんか、無ければ、街区割り の説明を事務局からお願い致します。

事務局

市民課木邨です。お手元の配布資料の街区割りについての事務局案の説明をさせていただきます。まず、今回の街区割り(案)につきましては、事前に 平成25年3月10日に開催いたしました砂地区住居表示検討委員会にて地 元でご検討された結果であることをご報告いたします。

それでは、街区割りについてご説明いたします。資料1-1の A3 図面ご覧下さい。今回の街区割りについては、前回の審議会で答申いただいた町割りの砂1丁目から4丁目をご覧の図面にあるオレンジ着色部の市認定道路、赤着色部の法定外公共物・里道、青着色部の法定外公共物・水路の恒久的な公共物をベースに分割した案でございます。

次に資料1-2をご覧ください。先ほどご覧いただきました資料1-1の公共施設をベースに分割した街区割り図の案でございます。基本、市役所から近い街区順に番号を振り、1丁目は、1から6番、2丁目は1から7番、3丁目は1から5番、4丁目は1から5番と街区割りを行っております。各街区内の付番が必要と思われる建物数については、次の資料1-3のとおりとなっております。また、大ロッドで街区割りを行っている3丁目や4丁目については、今後土地利用の変更等が生じた場合については、街区の変更を行い、土地利用に見合った街区編成を行ってまいります。

以上で街区割りについての説明といたします。

会長

それでは、ただ今説明のありました街区割りの説明について、各委員さんのご意見、何でも結構ですのでお聞かせ下さい。

委員

4丁目の1番街区と2番街区の割り方について、どうして恒久的な施設で割っていないのか?

予定されているイオン出店の計画通りの形としております。
やはり、1から3丁目と同様にイオン開発のラインではなく、恒久的な 施設の道路等で割った方がよいのでは。
おっしゃる通りでございます。今後、見直しを行ってまいります。
そんな簡単に変更が可能なのですか。
現在は、案でございます。意見については、今後地元検討会と協議し、 案の修正を行ってまいりたいと考えております。
ご意見、ご質問のある方どうぞ。他に、ご意見ございませんか。
最後に、その他の件として事務局より何かございませんか。
今回で、砂地区住居表示実施に関しての最後の審議会とさせていただきますが、皆様の四條畷市住居表示審議会の委員の任期つきましては、平成25年10月までございます。 以上でございます。
それでは、これをもちまして第3回の四條畷市住居表示審議会を終わらせていただきたいと思います。 委員の皆様には、大変長い間、ご苦労様でした。